(2)　遠隔操作型小型車は、歩道又は歩行者等の通行に十分な幅員を有する路側帯と車道の区別のある道路においては当該歩道又は路側帯を通行しなければならないこととするなど、遠隔操作型小型車の通行方法に関する規定を整備することとした。

(3)　遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路において通行させるものに限る。）の使用者は、当該遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させようとする場所を管轄する公安委員会に届出をしなければならないこととした。

3　特定免許情報の個人番号カードへの記録に関する規定の整備

(一)　特定免許情報の個人番号カードへの記録等に関する規定の整備（第九五条の二関係）

(1)　運転免許（仮運転免許を除く。以下(一)において同じ。）を現に受けている者のうち、当該運転免許について運転免許証のみを有するもの等は、いつでも、その者の個人番号カードの区分部分に特定免許情報（当該者の運転免許に係る一定の情報をいう。以下同じ。）を記録することを申請することができることとした。

(2)　免許情報記録個人番号カード（その者に係る特定免許情報が記録された個人番号カードをいう。以下同じ。）は、運転免許証の携帯及び提示義務に係る規定の適用については、運転免許証とみなすこととした。

(二)　現に受けている運転免許と異なる種類の運転免許を与える場合、運転免許に条件を付し、又は運転免許に付されている条件を変更した場合、運転免許が取り消された場合等における免許情報記録個人番号カードについての手続を整備することとした。（第九五条の三～第九五条の六、第一〇三条の二及び第一〇六条の四～第一〇七条関係）

(三)　免許情報記録の有効期間の更新に関する規定等を整備することとした。（第一〇一条～第一〇一条の四の二及び第一〇五条関係）

(四)　運転免許証等の保管に関する規定の廃止等（第一〇四条の三、第一〇七条の五、第一〇九条及び第一二三条の二関係）

(1)　運転免許証又は国際運転免許証若しくは外国運転免許証の保管に関する規定を廃止することとした。

(2)　(1)の運転免許証又は国際運転免許証若しくは外国運転免許証の保管の対象とされていた者に対する出頭命令について、これに従わなかった者に対する過料の規定を創設することとした。

(五)　申請による運転免許の取消しを受けた者及び運転免許が失効した者は、その者の住所地を管轄する公安委員会に対し、運転に関する経歴についての情報をその者の個人番号カードの区分部分に記録することを申請することができることとした。（第一〇五条の二関係）

4　その他

(一)　人の移動の用に供するための原動機を用いる小型の車であって、車体の大きさ及び構造が他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして一定の基準に該当するものを「移動用小型車」と定義し、移動用小型車を通行させている者は歩行者とすることとした。（第二条及び第一四条の四関係）

(二)　停車及び駐車を禁止する場所の規制から除外する対象を、旅客の運送の用に供する自動車（乗合自動車を除く。）が、乗客の乗降のための停車又は運行時間を調整するための駐車であって、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために有用であり、かつ、道路又は交通の状況により支障がないことについて、関係者が合意し、その旨を公安委員会が公示したものに改め、無償で行う旅客の運送の用に供する自動車等についても停車及び駐車を禁止する場所の規制から除外される対象となり得ることとした。（第四四条関係）

(三)　自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めるとともに、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならないこととした。（第六三条の一一関係）

(四)　安全運転管理者の選任義務違反等に対する罰則を引き上げることとするなど、安全運転管理者に関する規定を整備することとした。（第七四条の三、第一一九条の二、第一二〇条及び第一二三条関係）

5　施行期日等

(一)　所要の経過措置を設けることとした。

(二)　施行期日

(1)　(2)から(4)までを除き、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

(2)　4の(二)及び(四)については、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

(3)　2の(一)については、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

(4)　3については、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇旅券法の一部を改正する法律（法律第三三号）

（外務省）

1　旅券の発給申請手続等の電子化を進めるため、必要な事項等を定める規定を整備することとした。（第三条第一項、第四条第一項、第九条第二項、第一五条、第一七条第一項及び第五項並びに第一九条の三第二項関係）

2　旅券の信頼性の維持のため、旅券の査証欄の増補を廃止し、申請者が現に所持する一般旅券の査証欄に余白がなくなった場合、有効期間及び種類が当該一般旅券の有効期間及び種類と同一である新たな一般旅券を発行できることとした。（第五条第四項、第一二条、第一九条第一項第三号及び第二〇条第一項第五号関係）

3　一般旅券の発給の申請をした者が一般旅券の発行の日から六月以内に当該一般旅券を受領せず、当該一般旅券がその効力を失った場合であって、かつ、当該一般旅券の発給に係る申請をした者が、当該効力を失った日から五年以内に最初に一般旅券の発給の申請をする場合には、一般旅券の発給の申請に係る手数料の額に四、〇〇〇円を加えた額の手数料を国に納付しなければならないこととした。（第二〇条第二項関係）

4　国外において発行された一般旅券については、外務大臣又は領事官がやむを得ない事情があると認めるとき、当該一般旅券の発給を申請した者が当該一般旅券の発行の日から六月以内に当該一般旅券を受領しない場合においてもその効力を失わないこととすることができることとした。（第一八条第一項第二号関係）

5　大規模な災害に際して申請者の経済的負担の軽減を図るために特に必要があると外務大臣が認める場合において手数料を減額し、又は免除することができることとした。（第二〇条第六項関係）

6　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律を廃止する法律（法律第三四号）（外務省）

1　東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律を廃止することとした。

2　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第一八〇号）（国土交通省）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定（同法第一七条、第三五条、第四四条及び第五八条並びに附則第五条、第六条、第一三条、第一九条、第二四条、第二九条（住民基本台帳法（昭和四二年法律第八一号）第三〇条の一五第三項の改正規定を除く。）、第三〇条及び第四四条（不動産登記法（平成一六年法律第一二三号）第七八条第三号の改正規定及び同法第八一条第八号の改正規定に限る。）の規定に限る。）の施行期日は、令和四年五月一八日とすることとした。

◇宅地建物取引業法施行令及び高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一八一号）（国土交通省）

一　宅地建物取引業法施行令の一部改正関係

書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾に関する手続について定めることとした。（第一条関係）

宅地建物取引業者が締結する媒介契約に係る